

退職所得に係る 町民税 県民税 納入申告書											
下諏訪町長 様 令和 年 月 日提出										(受付印)	
令和 年 月分				人員		人					
退職手当等 支払金額		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
特別 徴収 税額	町民税										
	県民税										
特別 徴収 義務者	住所(居所) 又は所在地										
	氏名 又は名称		⑩								
	法人 番号 又は 個人 番号										
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。											

退職所得に係る 町民税 県民税 納入申告書の記載について

1 退職手当等を支払った月、人数を記入してください。(退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在、下諏訪町内に住所のある者に限ります)また、「退職手当等支払金額」の欄には、その支払金額の総額を記載してください。

なお、退職手当の支払を受ける者のうち、分離課税に係る町民税及び県民税の所得割の算出されない者の分は、人数、金額ともに含めないでください。

2 特別徴収税額の「町民税」及び「県民税」の欄には、退職手当等の金額(2分の1前)を「退職所得に対する住民税の特別徴収の手引き(平成28年1月1日以降適用)」の参考1「税額早見表」によって求めた各人の町民税及び県民税の所得割額の総額を記載してください。

3 退職所得に係る税額は納付書の「退職所得分」の欄に記入し納付してください。

4 左の納入申告書は、退職手当等を支払った月の翌月10日までに役場税務課町民税係宛に提出するとともに、申告した税額を同日までに納入書により納めてください。

※ 平成28年1月から申告書に「法人番号」又は「個人番号」の記載が必要となります。「個人番号」を記載された個人事業主の方は、個人番号確認書類(個人番号カード等)と身元確認書類(運転免許証等)の提示が必要となります。また、代理人が提出する場合は、委任状と身元確認書類が必要です。なお、郵送にて提出する場合は、個人番号確認書類の写しと身元確認書類の写しを同封し、簡易書留郵便でお願いします。